

江南市企業誘致等基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図ることを目的とした江南市企業誘致等基本方針（以下「基本方針」という。）の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行うため、江南市企業誘致等基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関し、意見、助言等を行うこと。
- (2) その他基本方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、定員を8名以内とする。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 江南商工会議所関係者
- (2) 市内金融機関関係者
- (3) 市内工業系事業者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 愛知県職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に必要な調査及び会議に付議すべき事案の検討を行うため、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、生活産業部長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じ部会を招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活産業部産業振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

生活産業部	産業振興課長
都市整備部	まちづくり課長
	土木課長
	建築課長
市長政策室	秘書政策課長
総務部	行政経営課長
	税務課長